第三条の次に次の一条を加える。

（資金移動専門会社の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

**第三条の二**　資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれか」とあるのは、「当該保険会社の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

第七条第二項中「第五十六条第三項第三号」を「第五十六条第四項第三号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（資金移動専門会社の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

**第八条の二**　資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社（保険会社を除く。）若しくは保険持株特定保険子会社（保険会社を除く。）のいずれか」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第四　信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十条第一項第二号及び同条第七項」を「第七十条第一項第一号、第二項第二号及び第七項」に改める。

第三条第一項中「、銀行」の下に「、法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるもの」を加える。

（従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第五　従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

前文中「第十条第一項第二号及び同条第七項」を「第十条第一項第一号、第二項第二号及び第七項」に改める。

第三条第一項中「又は銀行」を「、銀行又は法第四条の四第一項第一号の二に掲げるもの」に改める。

（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第六　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第八号の二において同じ。）

第二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　資金移動業者

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第七　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第十号の二において同じ。）

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　資金移動業者

（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第八　信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「から第八号の二まで」を「から第八号の二まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　告示第一条第八号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。第二条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介

第二条第一号中「から第八号の二まで」を「から第八号の二まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　告示第二条第八号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第九　信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「から第十号まで」を「から第十号の二まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　告示第一条第十号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介

第二条第一号中「から第十号まで」を「から第十号の二まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　告示第二条第十号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

## ○財務省・金融庁・経済産業省告示第一号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省・内閣府令第一号）の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年財務省・金融庁・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣　菅　直人
経済産業大臣　直嶋　正行